

公立放課後児童クラブの有料化について

1. 有料化について

登米市が運営する放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）を利用するにあたり、行政サービス利用に係る負担の公平性、応益負担の観点や児童クラブの持続的な運営を図ることを目的に、令和6年4月より保護者様から児童クラブの利用者負担金（以下、利用料）をご負担いただくことといたしました。

2. 児童クラブの運営費について

働き方の多様化や共働き家庭の増加などによる留守家庭児童の増加を背景に、児童クラブのニーズは年々高まっており、要望に応えるためクラブ室の確保に努めてまいりました。

現在、全ての小学校区で児童クラブを運営しておりますが、運営費は年々増加し、令和4年度の決算では、年間2億2千万円を超える状況となっております。

【公立児童クラブと運営費等の推移】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
児童クラブ数	15 か所	18 か所	18 か所	21 か所	21 か所
従事職員数	75 人	89 人	104 人	111 人	108 人
運営費	1億7,255万円	1億7,883万円	2億1,524万円	2億2,442万円	2億6,065万円

※ 令和5年度は予算額

3. 利用料の設定について

国では、「児童クラブにかかる運営費の50%を利用者が負担する」という考え方を示しています。この基準に基づくと、本市の利用料は、利用児童1人あたり月額約10,000円となりますが、子育て世帯の経済的負担と子育て支援の観点から、月額3,000円を基本とした利用料の設定を行いました。

なお、県内他市すべてにおいて、既に利用者から費用の負担をいただいております。

<児童クラブ運営費の費用割合のイメージ>

【国で示す費用負担】

国 (16%)
県 (16%)
市 (18%)
利用者負担 (50%)

【登米市の R6 年度以降の費用負担】

国 (16%)
県 (16%)
市 (49%)
利用者負担 (19%)

4. 利用料について

(1) 利用料の区分

利用については、平日、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日、土曜日の各区分を選択することができます。

利用料は、下記表に基づき、利用する区分が増えるごとに加算されます。ただし、平日と長期休業日を利用する場合は、長期休業日の利用料が半額となります。

また、一時利用をご利用の場合、平日の放課後の利用は日額 150 円、土曜日・長期休業日・振替休業日の利用は日額 300 円をご負担いただきます。

【利用料】

利用区分		利用料の額	
		平日を利用する場合	平日を利用しない場合
平日（月～金）		1 月当たり 3,000 円	-
長期休業日 （月～金）	学年始休業日	1 期間当たり 750 円	1 期間当たり 1,500 円
	夏季休業日	1 期間当たり 3,600 円	1 期間当たり 7,200 円
	冬季休業日	1 期間当たり 900 円	1 期間当たり 1,800 円
	学年末休業日	1 期間当たり 750 円	1 期間当たり 1,500 円
土曜日		1 月当たり 1,200 円	

※長期休業日は、月曜日から金曜日までとなります。長期休業日期間中の土曜日でも利用したい場合は、土曜日の利用区分も併せてお申し込みください。

※夏季休業日、冬季休業日は該当する月に利用料を分割してご負担いただきます。

※振替休業日（一時利用を除く）の利用料は、平日及び土曜日の利用料に含まれます。

※保護者会費については、保険料やおやつ代等の実費徴収分となりますので、現在と同様にご負担いただきます。

【毎月の利用料の納入例】

①全ての利用区分（平日、長期休業日（学年始、夏期、冬期、学年末）、土曜日）を利用する場合

区分	年総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日	36,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
土曜日	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
学年始	750	750											
夏季	3,600				1,800	1,800							
冬季	900									450	450		
学年末	750												750
合計	56,400	4,950	4,200	4,200	6,000	6,000	4,200	4,200	4,200	4,650	4,650	4,200	4,950

②長期休業日（学年始、夏期、冬期、学年末）と土曜日を利用する場合

区分	年総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日	0												
土曜日	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
学年始	1,500	1,500											
夏季	7,200				3,600	3,600							
冬季	1,800									900	900		
学年末	1,500												1,500
合計	26,400	2,700	1,200	1,200	4,800	4,800	1,200	1,200	1,200	2,100	2,100	1,200	2,700

(2) 利用料の多子軽減

同一世帯において利用児童が複数人いる場合の利用料は、2人目の利用料は半額、3人目以降は無料となります。

【人数の数え方】

次の順に、1人目を決定します。

① 平日を利用する児童を先に数えて、次に平日を利用しない（長期休業日や土曜日だけを利用する）児童を、最後に一時利用のみの児童の順に数えます。（利用区分の変更時などに順位が変わります）

② ①が同順の場合は、生まれの早い児童の順

※ 第1子、第2子、第3子の順にならない場合がありますのでご注意ください。

【多子軽減の例】

表示：○＝全額、△＝半額、×＝無料

例1) 3人の児童（5年、3年、1年生）が、4月1日より平日【3,000円/月】を利用する場合

利用者	平日利用	4月		5月		6月		7月		8月	
5年生	あり	○	3,000	○	3,000	○	3,000	○	3,000	○	3,000
3年生	あり	△	1,500	△	1,500	△	1,500	△	1,500	△	1,500
1年生	あり	×	0	×	0	×	0	×	0	×	0

例2) 3人の児童が、次の利用区分を利用する場合

- ・ 5年生児童が、長期休業日（学年始【1,500円/月】、夏期【3,600円/月】）を利用
- ・ 3年生児童が、平日と土曜日を利用【合計4,200円/月】
- ・ 1年生児童が、平日と土曜日を利用【合計4,200円/月】

①利用開始日が同じ場合（4月1日利用開始）

利用者	平日利用	4月		5月		6月		7月		8月	
5年生	なし	×	0	-	-	-	-	×	0	×	0
3年生	あり	○	4,200	○	4,200	○	4,200	○	4,200	○	4,200
1年生	あり	△	2,100	△	2,100	△	2,100	△	2,100	△	2,100

※5年生は、平日を利用しないため、3人目（無料）になります。

②利用開始日が異なる場合（3年生が5月から利用開始する場合）

利用者	平日利用	4月		5月		6月		7月		8月	
5年生	なし	△	750	-	-	-	-	×	0	×	0
3年生	あり			○	4,200	○	4,200	○	4,200	○	4,200
1年生	あり	○	4,200	△	2,100	△	2,100	△	2,100	△	2,100

※5月から、3年生（平日利用あり）が1人目（全額）となり、5年生（平日利用なし）が3人目（無料）となります。

(3) 利用料の免除

次の免除事由に該当する世帯は、利用料の免除を受けることができます。免除を受ける場合には、免除申請書を提出いただく必要があります。

免除申請書については、令和6年1月下旬に送付する利用決定通知書に同封します。

	免 除 事 由	免除額等
1	利用児童の属する世帯が生活保護受給世帯	全額
2	利用児童の属する世帯が前年度市町村民税の非課税世帯	全額
3	所有又は居住する住宅が自然災害等により損害を受けた場合	全額または一部
4	利用児童が傷病等やむを得ない理由（家庭の都合を除く）により連続して15日以上欠席した場合	欠席した期間の全額 （日割り計算）

(4) 利用料の不返還

利用申込していた児童が児童クラブを利用しない日があっても、利用料の返還はいたしません。ただし、利用料の額に変更が生じた場合（免除事由に該当した場合など）はこの限りではありません。

5. 利用料の納入方法

利用料の納入方法は納付書または口座振替となります。

(1) 納付書による納入

児童クラブを利用する年度の12か月分（長期休業日のみ利用する世帯は、利用する月分）の納付書を、4月と9月の2回に分けて送付する予定です。指定金融機関、コンビニエンスストア及び電子納付にて納入期限日までに納入してください。

(2) 口座振替による納入

口座振替については、児童クラブの利用決定通知（令和6年1月下旬）後に、金融機関にてお手続きを行っていただく予定です。お手続き方法については利用決定通知と併せてお知らせいたします。

6. 利用区分の変更について

利用区分の変更は、年度途中でも行えます。ただし、月や長期休業日期間の途中で利用区分を変更した場合は、それまで利用していた利用区分と変更追加した利用料の両方をご負担いただきます。

(例) ※次の金額に、平日との併用や多子減免は考慮していません。

例1) 他の利用区分と併せて、土曜日(1,200円)を利用していたが、月の途中で土曜日の利用を止めた。

⇒他の利用区分の利用料と併せて、その月は土曜日の利用料1,200円をご負担いただきます。

例2) 他の利用区分と併せて、7月から夏季休業日(7,200円)を利用していたが、8月から夏季休業日の利用を止めた。

⇒他の利用区分の利用料と併せて、夏季休業日の利用料7,200円をご負担いただきます。

例3) 他の利用区分と併せて、7月は夏季休業日を利用していなかったが、8月から夏季休業日(7,200円)の利用を開始した。

⇒他の利用区分の利用料と併せて、夏季休業日の利用料7,200円をご負担いただきます。

7. 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、以下のとおりとなります。

また、令和6年度の利用にかかる申請書の受付期限は、令和5年11月10日(金)までとなります。

※「児童クラブ利用児童募集要項」については、児童館、南方子育てサポートセンター・各児童クラブ等にて配布しています。

年月	時期	概要
R5.10	10.16~11.10	児童クラブ利用申請書 受付期間
R6.1	下旬	児童クラブ利用決定通知 送付予定
R6.2	下旬~3月上旬	児童クラブ利用者説明会(クラブごと)
R6.4	月上旬	児童クラブ利用料決定通知・納付書 (4~9月分) 送付予定
R6.9	月上旬	児童クラブ利用料納付書 (10月分~翌3月分) 送付予定